

／ 今月は悪質商法撲滅月間です ／



今年に入り、よく耳にするようになった「**二セ電話詐欺**」。

今年の1月～7月末段階で約12億円の被害額となるなど、過去最悪のペースで被害が拡大しており、極めて深刻な状況です。その他にも日々様々な詐欺事件が発生しています。

クリスマスや年末が近づくこれからの時期、消費者の財布が緩むのを狙った悪質業者の活動が活発になることが予測されます。福岡県では、そのような悪質業者から未然に被害を防ぐため、12月を「**悪質商法撲滅月間**」と位置付け、本市においてもより一層消費者啓発活動を強化しております！この機会に、みなさまのご家庭においても消費生活の安全・安心を見直してみませんか？



【悪質商法撲滅！街頭啓発活動のお知らせ】

【日時】平成27年12月15日（火）15：00～

【場所】いきいき情報センター前・ルミエール太宰府店出入り口付近

【内容】悪質業者が活発となることが予想される12月の年金支給日と合わせて、福岡県消費生活センター、福岡県警察、市防災安全課、市観光経済課で共同し、悪質商法や詐欺等に関する啓発活動を行います。

太宰府市消費生活センター

日 時：毎週月・火・水・金曜日

9：30～16：00

（正午～午後1時まででは昼休み）

場 所：市役所2階 消費生活相談室

相談方法：お電話または面談

T E L：092-921-2121

※予約は必要ありません。



多重債務問題に関する無料法律相談窓口

日 時：毎月第3木曜日 13：00～16：00

場 所：市役所2階 消費生活相談窓口

相談方法：面談での相談のみ

T E L：092-921-2121

※予約が必要です。

